

2020年10月20日

テックポイント・インク (Techpoint, Inc.)

最高経営責任者兼取締役社長 小里 文宏

問合せ先: 株式会社テックポイントジャパン

(03) 6205-8405

URL: <http://www.techpointinc.com/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「企業は経営活動を行い、株主の利益を最大化することを目標とする」との基本的認識とコンプライアンスの重要性をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、株主の権利を重視し、また、社会的信頼に応え、持続的成長と発展を遂げていくことが重要であるとの認識に立ち、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

【コーポレート・ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレート・ガバナンス・コードの基本原則をすべて実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

(2019年12月31日現在)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小里 文宏・政子	1,818,888	10.39
小里 顕子	1,788,888	10.22
デンソー・インターナショナル・アメリカ	1,500,000	8.57
クー フェング	1,360,000	7.77
クー エミリー	995,296	5.69
リュウ フン・カイ	987,500	5.64
クー アマンダ	970,000	5.54
カング ヤオ・ファ	650,000	3.71

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

チャールズシュワブ・インターナショナル	265,000	1.51
ユー フランク	177,000	1.01

支配株主名	—
-------	---

親会社名	—
------	---

親会社の上場取引所	—
-----------	---

補足説明

—

3. 企業属性

上場市場区分	マザーズ
決算期	12月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、法令で定められる場合を除き、有価証券信託受益証券の保有者を当社の株主として扱いません。したがって、有価証券信託受益証券の保有者は、当社の取締役及び執行役に対して株主代表訴訟を起こす権利を含む株主としての権利を有さず、受益者として授与される信託契約上の権利を有します。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	委員会設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	4人以上7人以下
------------	----------

定款上の取締役の任期	選任された株主総会において定められた任期が終了し、後継者が正式に選任されるまでの期間。
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
リュウ フン・カイ	他の会社の出身者							○				
森 幸示	他の会社の出身者							△				
コ克蘭 ロバート	他の会社の出身者											
青島 矢一	学者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名及びコーポレート・ガバナンス委員会	報酬委員会	監査委員会			

リユー フン・カイ	○	○	○	○	主 要 株 主 (2019年12月31日時点の議決権保有比率5.64%)	リユー氏は、半導体及びソフトウェア製品開発やパソコン向けのコアロジックチップ製造の業界での経験及び公開企業での最高経営責任者や取締役としての役務から得た見識及び経験に鑑み、当社の社外取締役として適格であると当社は信じています。 また、東京証券取引所が定める独立役員の基準を満たすため、独立役員として指定しています。
森 幸示		○	○	○	主要株主（デンソー・インターナショナル・アメリカ）のバイスプレジデント（2020年1月まで）	森氏は、当社の製品がターゲットとしている業界である自動車業界で得た幅広い見識及び経験を備えており、当社の社外取締役として適格であると当社は信じています。 また、東京証券取引所が定める独立役員の基準を満たすため、独立役員として指定しています。
コ克蘭 ロバート	○	○	○	○		コ克蘭氏は、その成長企業に対するコンサルタント業務並びに公開企業及び非公開企業での取締役としての役務から得た見識及び経験に鑑み、当社の社外取締役として適格であると当社は信じています。 また、東京証券取引所が定める独立役員の基準を満たすため、独立役員として指定しています。
青島 矢一	○			○		青島氏は、経営戦略論、技術経営における幅広い見識及び経験を備えており、当社の社外取締役として適格であると当社は信じています。 また、東京証券取引所が定める独

						立役員の基準を満たすため、独立役員として指定しています。
--	--	--	--	--	--	------------------------------

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
指名及びコーポレート・ガバナンス委員会	3	0	0	3	社外取締役
報酬委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査委員会	3	0	0	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数	2名
--------	----

兼任状況

氏名	代表権の有無	兼任の有無				使用人との兼任の有無
		取締役との兼任の有無	指名及びコーポレート・ガバナンス委員会	報酬委員会	監査委員会	
小里 文宏	あり	あり				あり
クー フェング	なし	あり				あり

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
---------------------------	----

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項/現在の体制を採用している理由

当社では、監査委員会の職務を補助すべき取締役又は使用人を設置しておりません。当社の規模、業態に鑑み、現在の体制がより機動的かつ実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制を維持するために妥当と考えております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査委員会及び会計監査人は、 <ul style="list-style-type: none"> 相互の監査計画の交換並びにその説明・報告 定期的面談の実施による監査環境等当社固有な問題点の情報の共有化等を連携して行い監査の質的向上を図っております。

監査委員会及び内部監査人は、

- 相互の監査計画の交換並びにその説明・報告
- 業務の効率性（財務報告の適正性を含む）の状況等

を連携して監査を実施しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックインセンティブプランの導入
-------------------------------	-------------------

該当項目に関する補足説明

<p>当社の 2017 年ストックインセンティブプラン（以下「本プラン」といいます。）においては、従業員、独立取締役、アドバイザー及びコンサルタントに対して、ストック・オプション、リストラクテッド・ストック（譲渡制限付株式）、ストック・ユニット、株式評価益受領権（SAR）、現金報酬及び業績連動型報酬が用意されています。また、株式ではなく本有価証券信託受益証券が付与されることもあります。当社の報酬委員会又は取締役会が本プランを運営し、報酬の付与対象者、付与株式数又は付与額、及び発行価格、行使価格、権利確定期間又は行使期間を含む条件を決定します。</p> <p>本プランに基づき発行が授権された普通株式の総数は、①2,500,000 株と、②本プラン発行時において旧プランに基づいて付与済みの報酬に係る株式（行使又は決済の前に無効となり又は解除されるもの）の数、本プラン発行時において旧プランに基づく権利付与制限に係っている株式（無効となるもの）の数、及び本プラン発行時において旧プランに基づいて確保されている未発行の株式の数又は権利付与済みの株式の数の合計です。さらに、本プランに基づき発行が授権された株式の総数は、2018 年 1 月 1 日から 2027 年 1 月 1 日までの毎事業年度の初日において、自動的に増加されます。その数は、①直前事業年度末時点での当社発行済普通株式数の 4 % 又は②当社取締役会により別途決定される数、の少ない方です。本プランに基づき付与された報酬に係る株式で、行使若しくは決済の前に無効となり若しくは解除され、又は現金で決済されたため権利者に交付されなかったものについては、本プランの下では再発行できます。また、報酬に関連した税の源泉徴収義務を履行するために控除された株式についても、本プランの下では再発行できます。しかし、実際に発行された株式は、無効にならない限り再発行できません。本プランに基づき付与されるインセンティブ・ストック・オプション（米国内国歳入法 422 条に定めるものをいいます。）の行使により交付される株式の数は、10,000,000 株（適用ある税法が許容する限りにおいて、本プランの下で再発行できる株式がこれに加算されます。）を超えません。</p> <p>本プランの下では、</p>

- ・ 報酬を裏付ける契約において別途定めない限り、原則として付与された報酬の譲渡はできません。
- ・ 独立取締役は、裁量なく自動的に 7,500 株相当のストック・ユニットを毎年付与されます。このストック・ユニットに係る株式は、当該独立取締役の任期中に支配権の移動が生じた場合に権利確定します。
- ・ 資本再構成、株式分割又は同種の資本取引が行われる際には、本プランを運営する当社の報酬委員会又は取締役会が、本プランに基づく発行のために確保されている株式の数などを適切かつ公平に調整します。
- ・ 当社に合併その他の組織再編があった場合、付与済みの報酬の取扱いは当該組織再編の契約に服します。
- ・ 本プランを運営する当社の報酬委員会又は取締役会は、対象者の権利又は義務を著しく毀損しない限り、付与済みの報酬の修正、延長若しくは更新を行い、又は取消すことができます。
- ・ 本プランに基づき付与された一切の報酬は、当社の定める回収又は回復に係る取決め又はポリシーに服し、適用ある法律又は証券取引所規則が許容する範囲において、本プランを運営する当社の報酬委員会又は取締役会は、付与済みの報酬等を取消し又はその払戻しを求めることができます。

当社取締役会は、適用ある法律が求める株主による承認を条件として、本プランをいつでも修正又は中止することができます。ただし、付与済みの報酬権者の同意なくして、当該報酬権者の権利を著しく毀損するような修正又は中止はできません。また、本プランの取締役会による採択又は株主による承認のいずれか早い方から 10 年目以降は、インセンティブ・ストック・オプションは付与できません。

ストック・オプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、その他
------------------	---------------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲を高めるためと同時に、一般株主が得る株価上昇による利益を、取締役、執行役員及び従業員、社外協力者等も同様に享受できるよう、ストック・オプションを付与しています。

【取締役・執行役員報酬関係】

開示状況	全員個別開示
------	--------

該当項目に関する補足説明

従業員兼取締役は、取締役としての業務に関して、いかなる報酬も受け取っていません。当社は非従業員取締役に対しては、取締役会及び委員会への出席の際に合理的な実費及び交通費を返金しています。当社は非従業員の取締役に対する現金報酬基準を設けておりません。過去において、当社は非従業員の各取締役の就任に際し、3年間かけて毎月均一に権利が確定する、22,500株から30,000株の当社普通株式を購入できる10年間のオプションを付与してきました。この付与は、付与日における普通株式の公正市場価格で行われました。

非従業員取締役は今後、2017年ストックインセンティブプランに基づき、裁量権のないストック・ユニットを自動的に付与されます。非従業員取締役は、7,500株のストック・ユニットが毎年自動的に付与されます。当初選任され又は年次株主総会ではない日に取締役会に指名された非従業員取締役は、1年に満たないかかる非従業員取締役の任期を反映して按分された付与分のストック・ユニットを受領します。ストック・ユニットは、付与日の1年後の日、又は早い場合、付与日の後に行われる次の年次株主総会の日付与されます。非従業員取締役の任期中に、もし当社の支配権が変更された場合にはストック・ユニットの権利は確定されます。

2019年5月31日に開催された年次株主総会にて、リューン・カイ氏は、当社普通株式7,500株分のストック・ユニットの付与を受けました。このストック・ユニットは、この付与日から1年が経過した日、若しくは次の年次株主総会の日いずれか早い日に権利確定し、同氏には同数の当社普通株式が付与されます。

2019年5月31日に開催された年次株主総会にて、森氏は、当社普通株式7,500株分のストック・ユニットの付与を受けました。このストック・ユニットは、この付与日から1年が経過した日、若しくは次の年次株主総会の日いずれか早い日に権利確定し、同氏には同数の当社普通株式が付与されます。

2019年5月31日に開催された年次株主総会にて、コ克蘭氏は期間に応じた比例配分後の当社普通株式10,625株分のストック・ユニットの付与を受けました。この付与日から1年が経過した日、若しくは次の年次株主総会の日いずれか早い日に権利確定し、同氏には同数の当社普通株式が付与されます。

2019年5月31日に開催された年次株主総会にて、青島氏は期間に応じた比例配分後の当社普通株式5,625株分のストック・ユニットの付与を受けました。この付与日から1年が経過した日、若しくは次の年次株主総会の日いずれか早い日に権利確定し、同氏には同数の当社普通株式が付与されます。

下の表は、2019年度に当社に提供された役務に対しての、下記に示す執行役への年間報酬額に関する

る情報を示しています。

氏名	年度	給与(米ドル)	賞与 (米ドル)	その他の報酬額 (米ドル)	合計 (米ドル)
小里 文宏	2019	128,750	0	0	128,750
クー フェング	2019	128,750	0	0	128,750
ヴォール マーク ⁽¹⁾	2019	175,000	0	631,260	806,260

(1) ヴォール氏は、2019年10月より、最高財務責任者兼管理担当副社長兼秘書役を務めています。上記の給与の金額（175,000米ドル）は1年間の給与の金額であり、2019年度において支払われた給与の額は42,500米ドルです。2019年11月8日、ヴォール マーク氏は、当社普通株式80,000株を対象とするストック・ユニット80,000個（1個当たり7.89075米ドル）の付与を受けました。当該ストック・ユニットは、付与日から1年後に16,000個、その後4年間にかけて四半期ごとに4,000個の権利が確定します。

2019年12月31日現在における未行使株式報酬

以下の表は2019年12月31日現在、下記に示す執行役が保有している未行使株式報酬に関する情報を示しています。

氏名	付与日	オプション報酬			
		未行使オプションに潜在する株式数 (行使可能)	未行使オプションに潜在する株式数 (行使不能)	オプション行使価格 ⁽¹⁾ (米ドル)	オプション行使期限
小里 文宏	6/27/2017	14,400	93,600	2.93	6/27/2027
クー フェング	6/27/2017	11,733	76,267	2.93	6/27/2027
ヴォール マーク		-	-	-	

(1) 取締役会により決定されたオプション付与日の当社普通株式1株当たりの公正市場価格

以下の表は2019年12月31日現在、下記に示す執行役が保有している権利未確定株式報酬に関する情報を示しています。

氏名	ストック・ユニット報酬		
	付与日	権利未確定ストック	権利確定時期

ク・ユニットに潜在する株式数		
ヴォール マーク	11/8/2019	80,000
<p>付与日から1年後に16,000個、その後4年間にかけて四半期ごとに4,000個の権利が確定</p>		
<p>なお、2020年10月16日をもって、ヴォール マーク氏は最高財務責任者兼管理担当副社長兼秘書役から退任しました。当社は、2020年9月21日付で、コーポレート・コントローラーを1名雇用しました。</p>		

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<p>報酬委員会は、取締役会が役員報酬の監視及び決定に関する責任を果たせるよう補助し、報酬体系が役員及び従業員に適切なインセンティブを提供しているかを評価します。報酬委員会は、当社の主要な報酬計画、報酬指針及び報酬プログラムを精査し、これらに関する助言を取締役会に対して行います。さらに、執行役員報酬に関して、その精査、及び独立取締役への承認勧告をし、執行役員の雇用条件を設定及び修正し、ストック・オプションプランを管理します。</p>

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

<p>毎回の取締役会開催にあたって、当該決議・報告に係る資料等を事前に配布しております。</p>

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<p>a. 取締役会・役員体制</p> <p>当社の取締役会は、取締役6名(うち社外取締役4名)で構成され、当社の業務執行方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。社外取締役を招くことにより、広い視野にもとづいた経営意思決定を行い、また、社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。</p> <p>なお、2019年12月期においては、取締役会は5回開催されました。各取締役は、取締役会及びかかる取締役が委員を務める委員会の全てに出席しています。独立取締役は、最高経営責任者又はその他の経営陣の参加がない定例の取締役会における取締役員会議にも出席しました。当社には、年</p>

次株主総会における取締役の出席を義務付ける指針はありません。小里氏は2020年6月4日に開催された年次株主総会に出席しました。

b. 監査委員会

当社の監査委員会は、米国証券取引委員会の規定に基づく独立性要件を満たす監査委員会委員長1名を含む3名からなり、以下の業務を遂行する責任があります。

- (a) 当社取締役会及び会計監査人と連携を行います。
- (b) 当社の法律のコンプライアンスに関する責任があります。
- (c) 当社の会計監査人を評価します。
- (d) 当社内部統制の機能を評価します。

2019年12月期においては、監査委員会は5回開催され、3名全員がその全てに出席しました。

c. 指名及びコーポレート・ガバナンス委員会

当社の指名及びコーポレート・ガバナンス委員会は、米国証券取引委員会の規定に基づく独立性要件を満たす指名及びコーポレート・ガバナンス委員会委員長1名を含む3名からなり、以下の業務を遂行する責任があります。

- (a) 当社取締役会及びその委員会の候補者を特定、評価及び推薦します。
- (b) 当社取締役会及び個別の取締役の実績を評価します。
- (c) 取締役会及びその委員会の構成に関して検討し、当社取締役会に提案をします。

2019年12月期においては、指名及びコーポレート・ガバナンス委員会は1回開催され、3名全員がその全てに出席しました。この委員会にて、同期における取締役会及び個別の取締役の実績の評価並びに2020年12月期における取締役会及びその委員会の役員候補者の選定などについて審議しました。

d. 報酬委員会

当社の報酬委員会は、米国証券取引委員会の規定に基づく独立性要件を満たす報酬委員会委員長1名を含む3名からなり、以下の業務を遂行する責任があります。

- (a) 取締役会が役員報酬の監視及び決定に関する責任を果たせるよう補助し、報酬体系が役員及び従業員に適切なインセンティブを提供しているかを評価します。
- (b) 当社の主要な報酬計画、報酬指針及び報酬プログラムを精査し、これらに関する助言を取締役に對して行います。
- (c) 執行役報酬に関して、その精査、及び独立取締役への承認勧告をし、執行役の雇用条件を設定及び修正し、ストック・オプションプランを管理します。

2019年12月期においては、報酬委員会は開催されませんでした。しかし、当社の報酬委員会の委員は、独立取締役のみが出席する役員会議も含め、定期的に行われる会議の中で、役員報酬に関する議論を率先しました。

e. 経営会議

当社には、隔週で行う経営会議と毎四半期行う経営会議の2種類の経営会議があります。

(a) 隔週で行う経営会議

出席者：CEO、CTO、VP of Sales、その他 CEO が出席を必要と認める者

当会議では、売上、開発状況、受注状況等を主要な議題としており、CEO の諮問機関として機能しております。

(b) 毎四半期行う経営会議

出席者：CEO、CTO、CFO、VP of Corporate Marketing、VP of Sales、VP of Operations 及び世界各地の Sales Manager（コンサルティング契約を締結したコンサルタントを含みます。）、その他 CEO が出席を必要と認めるもの

当会議では、毎週行う経営会議よりも詳細に売上、開発状況、受注状況等を主要な議題としております。

f. 役員報酬の決定方法等

取締役の報酬の決定については、取締役会及び報酬委員会の決議に基づき決定しております。

g. 補償契約の締結

当社は、当社の取締役及び執行役と、金銭的損害に対する個人の責任を限定する条項を含む補償契約を締結しています。このため、当社の取締役及び執行役は、当社又は当社の株主に対して、信義義務違反により生じた金銭的損害について個人的な責任を負いません。一定の例外を除き、これらの契約は、いかなる法的措置又は手続から生じる弁護士費用、裁判費用、罰金、和解金などの関連費用の補償について規定しています。これらの補償契約は、取締役としてふさわしい人材を雇用し保持するために必要であるものと考えています。また当社は、取締役及び執行役の責任に対する賠償責任保険に加入しています。一方、この補償契約において、この責任限定条項は、取締役及び執行役が誠実かつ会社の最善の利益のために職務を遂行した場合等に限って適用される旨を定めています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、委員会設置会社制度を採用し、監督と執行の分離を徹底することにより、事業を迅速に運営できる執行体制の確立と透明性の高い経営の実現をめざしています。

また、当社は、社外取締役4名を招くことにより、広い視野にもとづいた経営意思決定を行い、また、社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。

当社の規模、業態を勘案しますと、社外取締役及び各種委員会による経営への監督・提言機能を確保しつつ、委員会設置会社制度による業務執行の効率化を図ることが、より機動的かつ実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制を維持することができるものと判断し、現在の体制を採用してい

ます。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会開催日の少なくとも3週間前には、招集通知を発送しています。三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「信託受託者」といいます。）は、議決権行使に関して当社からの招集通知その他の一定の書面を受領した後、日本における実質株主である有価証券信託受益証券を保有する投資家（以下「受益者」といいます。）のために作成した株主総会の招集通知及び議決権の行使にかかる指図書等の書面を、権利確定日時点の受益者に対して交付します。受益者は、所定の期日までに指図書を信託受託者に提出することにより信託受託者に指図を行い、信託受託者を通じて、その有する有価証券信託受益証券が表章する当社の普通株式につき間接的に議決権を行使することができます。受益者からの質問等に対しては、有価証券信託受益証券の事務取扱機関である三菱UFJ信託銀行株式会社と密接な連絡を取り、迅速に対応いたします。
集中日を回避した株主総会の設定	直近の定時株主総会は、2020年6月4日に、米国サンノゼ市にて開催されました。
電磁的方法による議決権の行使	—
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	—
招集通知(要約)の英文での提供	—
その他	—

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無

ディスクロージャーポリシーの作成・公表	米国証券取引委員会の規則並びに日本における法定開示及び取引所適時開示の規則に従った開示プロセスを作成し、社内内で共有しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算について、個人投資家向け説明会を日本において実施しております。また、非定期に、個人投資家向けの説明会を各地で開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	第2四半期決算及び年度決算終了後のアナリスト向け決算説明会に加え、機関投資家への訪問を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	必要に応じて開催してまいります。	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社のホームページ内に IR 専門サイトを開設し、当社の情報を速やかに発信できる体制を構築し、株主や投資家の皆様に対して積極的なディスクロージャーを実施してまいります。	
IR に関する部署(担当者)の設置	IR 担当責任者 : VP of Corporate Marketing 兼 株式会社テックポイントジャパン社長 蓬田 宏樹	
その他	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、社内規程として「企業行動規範」及び「上級財務責任者向け倫理規範」を策定し、ステークホルダーの立場を尊重するための行動指針を定めています。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、社内規定として Insider Trading and Communication Policy を制定し、ステークホルダーに対する情報提供に係る指針を定めております。
その他	—

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2016年1月27日の取締役会にて「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は下記のとおりです。

- a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役会が全社的なコンプライアンスの状況について責任を持ち、確認いたします。
 - (b) コンプライアンスの推進については、デラウェア州一般会社法及び米国証券法に合致する社内規程類を整備し、使用人に周知・徹底し、また、必要な教育・研修の機会を提供いたします。
 - (c) コンプライアンス違反を早期に発見し、是正することを目的とする社内通報体制を確立・徹底いたします。
 - (d) 「Insider Trading and Communication Policy」を制定し、取締役、又は使用人がその職務に関して取得した内部情報の管理、取締役、又は使用人の株式等の売買、その他の取引の規制及び取締役、又は使用人の服務に際し遵守すべき基本的事項を定め、インサイダー取引防止に努めます。
 - (e) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切の関係を持たず、全社的に毅然とした対応を徹底いたします。

- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び使用人の職務執行にかかる情報の保存、管理、機密情報に関しては、「Document Retention and Destruction Policy」を定め、これらに基づき、当該情報が記載又は記録された文書、媒体等の保存及び管理を適切かつ確実にを行うものといたします。

- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) リスク管理は、職務分掌及び職務権限に従い、各部署がリスクを把握し、適切な評価を行うと共に、リスクの内容・規模に応じた的確な対応を行います。また、必要に応じて取締役会に報告し、その指示に従います。
 - (b) 全社的なリスク管理及び部門を横断する統合的なリスク管理については、取締役会がリスク管理全体を統括します。さらに、通常のリスク管理だけでは対処できないような不測のリスクが発生した場合には、CEOを本部長とする緊急対策本部を設置し、危機管理に当たることとします。
 - (c) リスク管理の進捗状況に関しては、モニタリングを行い、必要に応じた改善策を実施して、リスク管理の実効性を確保し、高めます。

- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) Officer 及び Vice President による業務執行体制を構築することにより、適正な人数の取締役

による効率的な職務執行を確保し、迅速かつ適切な経営に取り組みます。

(b) 定例の取締役会を原則毎四半期に一回開催し、経営上の重要な項目について意思決定すると共に、Officer 及び Vice President 以下の業務執行の状況を監督します。

(c) 取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、経営会議を原則として隔週及び毎四半期に開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る議論を機動的に行うと共に、重要開発案件及び受注案件に関する審議を行い、内容に応じて取締役会において決議しております。

e 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部監査人による業務監査により、グループ全社の業務全般にわたる適正性を確認する体制を確保します。

f 監査委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(a) 監査委員会の職務の補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保します。

(b) 当該使用人が監査委員会の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査委員会に委嘱されたものとして、他の取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査委員会が行うものとします。

g 取締役及び使用人が監査委員会に報告するための体制

取締役は、法令・定款等に違反する行為、会社に著しい損害を及ぼす事実がある場合及びそれらの事実が発生するおそれがある場合には、取締役会に対して適時適切に報告を行います。また、取締役会はその職務の遂行上、必要と判断した事項に関し、必要に応じて、使用人に対して報告及び資料の提供を求めることができる体制を整えています。

h その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) CEO 及び内部監査人は、監査委員会と年2回定期的に意見交換を行います。

(b) 監査委員会は、取締役会など重要な会議に出席するなどにより、重要な報告を受ける体制にしております。

i 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のため、全社的な統制活動及び各業務フローの統制活動を強化し、その体制を構築していく予定です。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

(a) 当社の行動規範、社内規程等に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組みます。

(b) 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持ちません。また、反社会的勢力による不当要求は一切拒絶します。

b 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

(a) 「Code of Anti-Social Force Exclusion」について明文化し、全社員の行動指針とします。

(b) 「Code of Anti-Social Force Operating Procedures」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組みます。

(c) 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行います。

(d) 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組みます。

(e) 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から全国暴力追放運動推進センター主催の講習に参加するなどの取り組みをし、外部専門機関と密接な連携関係を構築します。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	あり
---------	----

該当項目に関する補足説明

1. 基本的な考え方

当社は米国デラウェア州法を設立根拠法とする米国所在の法人であり、当社が従うべき法令には株式の移転に関して一定の制約を課す規定が存在します。併せて、当社は、上場会社として、米国における上場会社が採用する株式の異動に関する方針に準じた方針を持つことも必要と考えており、具体的には、米国 NASDAQ 市場への上場会社の多くに見られる方針を意識して、当社の基本定款及び付属定款を定めております。

当社は、当社の株主は市場での取引を通じて決まるものであり、株主が有益とみなすかぎり、その変化自体は拒否すべきものではないと考えます。したがって、当社の経営の方針の決定を支配可能とする数の株式を取得する買付提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えます。現在の当社の修正基本定款及び修正付属定款においては、前段に述べた法令等の規定及び米国 NASDAQ 市場への上場会社の多くに見られる方針と比して、株式の異動を困難にする規定は設けられていないものと考えます。

なお、有価証券信託受益証券の保有者は、有価証券信託受益証券の受託者に対し指図権を行使することにより、株主総会における議決権を間接的に行使することになります。

2. 法令等及び修正基本定款及び修正付属定款の規定における制約

デラウェア州法並びに当社の修正基本定款及び修正付属定款には、株主が有益とみなす当社の支配権の移動又は取締役会の変更を抑制し、遅延させ又は妨げる可能性のある規定が含まれています。それらの規定の中では、

- ・取締役は、発行済み株式総数の過半数の株主の賛成がない限り解任できないと定められています。
- ・当社の修正基本定款及び修正付属定款のいくつかの条項の修正には、発行済み株式の総議決権の3分の2以上の賛成が必要となります。
- ・取締役会が、発行済み株式総数を増加して企業買収の試みを抑制するための、「白地」優先株式の発行が認められています。これは、株主総会決議を経ずに取締役会限りで発行することができる優先株式であり、取締役会による発行決議において、株式数、議決権の有無及び配当参加権などを定めることができます。したがって、例えば、議決権付き優先株式を特定の者に対して発行することにより、支配権を取得しようとする他の者の議決権比率を希薄化することも可能となります。ただし、優先株式の発行においては、デラウェア州法及び当社の定款等により、支配権の異動等を伴う場合に株主の承認を得る必要があるなど、一定の制限があります。
- ・株主が臨時株主総会を招集する権限は排除されています。
- ・書面決議の方法による株主の行動は禁じられ、あらゆる株主の行動は株主総会において執り行われる必要があるとされています。
- ・当社付属定款の制定及び改廃は、取締役会に授權されています。
- ・取締役選任の推薦又は株主が株主総会で行うことができる事項の提案は、事前通知の要件が定められています。

これらの規定により、株主は当社経営陣の指名責任を有する取締役会の構成員を交代させることが難しくなり、現在の経営陣を交代させ又は解任しようという株主の試みはくじかれ又は妨げられるかもしれません。さらに、当社にはデラウェア州一般会社法 203 条の規定が及びますが、当該規定によりデラウェア州法人は、株主が「利害関係株主」になった日から3年間はその「利害関係株主」との幅広い企業結合が一般に禁じられます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示プロセスについて

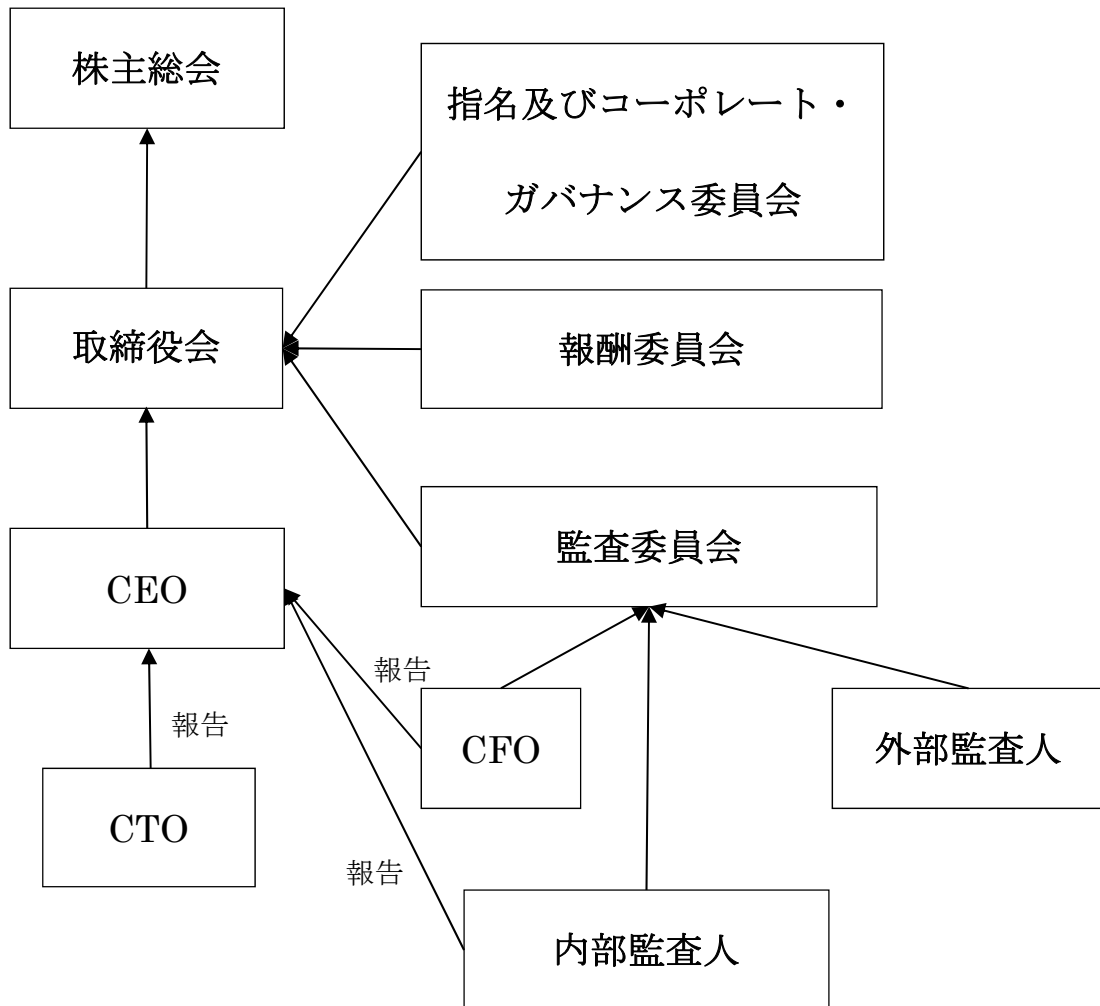
- (1) 各部門の責任者が発生事実と該当すると思われる情報を入手した場合、速やかに CEO 若しくは担当責任者、又は当社の情報開示担当役員である CFO に報告します。CEO 若しくは担当責任者、又は CFO は、当該情報を日本法人の IR 担当責任者である VP of Corporate Marketing と共有し、当該情報が東京証券取引所の定める規則における適時開示基準に該当するか否かを確認した上、確認結果を CEO に報告します。

CEO は、適時開示の要否、適時開示を行う場合の時期及び内容等について CFO と協議し、特に必要と判断した場合には取締役会を招集してこれらを協議します。その上で、CEO が当社として適時開示を行うと判断した事項に関しては、適切な時期及び内容にて情報開示を行います。

(2) 各部門の責任者が決定事実に該当すると思われる事実に関する議案を取締役に上程することを予定している場合、速やかに CEO 若しくは担当責任者、又は当社の情報開示担当役員である CFO に報告します。CEO 若しくは担当責任者、又は CFO は、当該情報を日本法人の IR 担当責任者である VP of Corporate Marketing と共有し、当該事実が東京証券取引所の定める規則における適時開示基準に該当するか否かを確認した上、確認結果を CEO に報告します。

CEO は、適時開示の要否、適時開示を行う場合の時期及び内容等について CFO と協議し、適時開示を行うと判断した場合には、取締役会による機関決定を行った上で、適切な時期及び内容にて情報開示を行います。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

